

第1回 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会

日 時 令和8年4月27日(月) 午後2時30分から午後3時まで
 会 場 門真市保健福祉センター 4階 ふれあいサロン会議室
 出 席 者 宮下 修行 委員
 吉岡 宗 委員
 平山 富興 委員
 長谷川 理恵子 委員
 山崎 慶人 委員
 藤江 冬人 委員
 吉井 義輝 委員
 議 題 (1) 会議の公開について
 (2) 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画について
 (3) 今後のスケジュールについて
 (4) その他

発言者	議事録
司 会 (山中)	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は、本日司会を担当させていただきます、健康増進課課長補佐の山中と申します。本委員会委員の皆様には、ご多忙のところ、快く就任をお引き受けいただき、また本日もご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本来なら、お一人お一人にお渡すべきところですが、委嘱状をお席に置かせていただいております。ご確認ください。</p> <p>まず初めに、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料をご覧ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 審議会委員名簿 ・ 資料1 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】(素案) ・ 資料2 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】(概要版) ・ 資料3 今後のスケジュール ・ 参考資料1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(抄) ・ 参考資料2 門真市附属機関に関する条例施行規則 ・ 参考資料3 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

	<p>(府審議会資料より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料4 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要 (令和6年7月2日閣議決定) ・参考資料5 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要 ・参考資料6 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会公開要領 ・参考資料7 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会傍聴要領 <p>以上でございます。 不足等はございませんでしょうか。</p> <p>本日は、委員8名中、7名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、本会議が成立したことをご報告いたします。なお、本日の会議は、後日議事録を作成するため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、次第1 宮本市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
宮本市長	あいさつ
司会 (山中)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、「次第2 委員紹介」でございます。 関西医科大学 教授 の宮下 修行委員でございます。 (どうぞよろしく願います。)</p> <p>門真市医師会の 吉岡 宗委員でございます。 (吉岡でございます、よろしく願います。)</p> <p>門真市歯科医師会 の平山 富興委員でございます。 (平山と申します。よろしく願います。)</p> <p>門真市民生委員児童委員協議会副会長の長谷川 理恵子委員でございます。 (こんにちは、長谷川です。よろしく願います。)</p> <p>門真市薬剤師会 山崎 慶人委員でございます。 (山崎です。よろしく願います。)</p> <p>門真市保健福祉部部長の吉井 義輝委員でございます。 (吉井でございます。どうぞよろしく願います。)</p> <p>門真市社会福祉協議会局長の 藤江 冬人委員でございます。 (藤江です。どうぞよろしく願います。)</p>

	<p>委員の皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、本日、守口保健所長の田中 英夫委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介いたします。 まず、健康増進課課長の笹井でございます。 (笹井でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。)</p> <p>そして改めまして私、健康増進課長補佐の山中です。 よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、「次第 3 会長及び副会長の選任について」でございます。 会長および副会長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第 4 条第 1 項に基づき、委員の互選によりそれぞれ 1 名を選定することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
吉井委員	<p>はい、では私の方から。 会長には、感染症学に精通されております関西医科大学の宮下委員を、副会長には地域医療に貢献されている吉岡委員にお願いしてはいかがでしょうかと思っておりますが、どうでしょうか。</p>
司 会 (山中)	<p style="text-align: center;">＜異議なしの声あり＞</p> <p>それでは、会長は宮下委員に、副会長は吉岡委員にお願いすることとさせていただきます。</p> <p>それでは、会長・副会長のお二人は、席のご移動をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＜席移動＞</p> <p>会長および副会長が就任されましたので、代表して宮下会長よりご挨拶をお願い申し上げます。</p>

宮下会長	<p>ただいま、ご紹介頂きました関西医科大学の宮下と申します。</p> <p>インフルエンザ等と言いますかインフルエンザが前回 2009 年にパンデミックが起きました。</p> <p>1 世紀にだいたい 3 回これまで経験しておりますので、次回が 2040 年というものを目途に、我々大学というか、感染症学会としては、その目途を以って行動計画を取っております。ただ、これはそんな簡単に 30 年おきというわけにはまいりません。</p> <p>そして、新しいパンデミックがまた必ず起こると言うことは、もうこれは学会として周知の事実でございますので、今回、新型コロナで我々は極めて教訓を得ましたので、その行動を、計画をしっかりとって次のパンデミックに備えていて頂ければ。そのような中で、門真市がこのような計画の議会を開催頂いたことに関してまして、敬意を表します。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
司 会 (山中)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第4 諮問に移らせていただきます。</p> <p>宮本市長より、宮下会長へ諮問いたします。</p> <p>宮下会長、宮本市長、ご起立をお願いいたします。</p> <p>宮本市長、諮問書の手交をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(市長 諮問書読み上げ)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>大変恐縮ですが、宮本市長は、他の公務のためここで退室させていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><市長退出> (諮問書の写しを各委員に配布)</p> <p>それでは、会長が決定しましたので、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、宮下会長に議長をお願い申し上げます。</p>
宮下会長	<p>では、次第 5 の議題を審議して参ります。</p> <p>1「会議の公開について」事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (笹井)</p>	<p>会議の公開、非公開について説明させていただきます。</p> <p>門真市では、本市の審議会等の会議の公開に関する指針により、公開、非公開を審議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。</p> <p>本会議につきましては、原則の考え方どおり公開を前提としており、公開とした場合の規定等について、参考資料6 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会公開要領をご確認頂きたく存じます。</p> <p>具体的な公開方法については、市民の方に会議の日程を市のホームページ等でお知らせし、当日お越しいただいた方々に傍聴していただく形となっております。</p> <p>会議の審議状況を市民に公開することによって、透明性を確保し、公正な運営が可能となると考えております。</p> <p>会議開始から現時点まで非公開としておりますが、この後の会議について公開するか否かをご審議いただきたく存じます。</p>
<p>宮下会長</p>	<p>ありがとうございます。会議の市民への公開についての提案がございました。委員の皆様からご提案、ご意見がございましたか。</p> <p style="text-align: center;"><なしの声あり></p> <p>特に異議がなければ、公開として、傍聴いただく形とさせていただきます。事務局より補足の説明があればお願いいたします。</p>
<p>事務局 (笹井)</p>	<p>それでは、ただいまご承認いただきました会議の公開について、公開に関する規程を説明させていただきます。</p> <p>お手元に配布しております参考資料6と合わせて、参考資料7 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会傍聴要領をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>まず、会議の公開方法につきましては、定員は10名とし、当日先着順に受付を行い、会場内に設置された傍聴席で傍聴していただきます。また、会議の途中で何らかの理由により非公開にする必要が生じた場合、会長からその理由を説明し、傍聴者には退席をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>なお、会議傍聴要領については、傍聴者に配布し、注意点等をご案内させていただきます。本日の会議につきましては、事前に公開が決定された場合のみ、ホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーで傍聴の案内を行っております。</p>
<p>宮下会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、何はご質問・ご意見等はございませんか。特にあり</p>

	<p>ませんでしょうか。まあ、一般的な話でございます。</p> <p style="text-align: center;"><なしの声あり></p> <p>それでは、傍聴希望者がいらっしゃいましたら、入室をお願いいたします。</p>
事務局 (笹井)	<p>《傍聴希望者なしの場合》</p> <p>本日は現時点で傍聴希望者はおられませんので、その旨ご報告させていただきます。</p>
宮下会長	<p>それでは、議題2に移らせていただきます。「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画について」事務局からお願いいたします。</p>
事務局 (笹井)	<p>それでは議題2「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕素案について」でございます。</p> <p>新型インフルエンザ等対策行動計画とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えまして、平時の準備から感染症発生時の対策など具体的な対応を示した計画でございます。</p> <p>本市は平成26年3月に初版となります「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しております。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の対応や法改正等を踏まえまして、令和6年度に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されたことを受け、本市においても全面的に改定をするものでございます。</p> <p>まず政府行動計画改定の概要についてご説明を申し上げます。</p> <p>参考資料3をご覧くださいようお願いします。</p> <p>タイトルの下、黄色囲みの部分に行動計画の定義といたしまして「感染症危機発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるように、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したもの」と書かれております。</p> <p>下には政府行動計画の今回の改定のポイントがまとめられております。</p> <p>左側、新型コロナ対応等での課題といたしまして「(1)平時の備えの不足」や「(2)変化する状況への対応の課題」、「(3)情報発信の課題」が挙げられており、これを受け、改定後は(1)平時の準備の充実、(2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え、(3)情報発信の強化といった課題に対応したものとします。</p>

参考資料4の2ページをご覧ください。2P目には各論13項目が示されています。従前の計画では6項目だったものを拡充し、内容を精緻化しております。

特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理されております。

続きまして、参考資料5大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）概要をご覧ください。

大阪府におきましても、政府行動計画の改定を受けて令和7年3月に計画を改定されております。

1ページ左中段より少し上、計画に基づく対策の目的について、こちらはこれまでと変更はございません。

右、中段より少し上、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイントにつきましては、政府行動計画の改定及び新型コロナ対応を踏まえまして、府独自の取組も含めて計画を抜本的に改定されております。

大阪府においても、さきほどの政府行動計画と同様、13項目について準備期・初動期・対応期それぞれの取組む内容を記載されております。

続きまして、本市行動計画第2版素案についてご説明申し上げます。

資料1「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕素案」及び資料2門真市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】概要版が本市行動計画の資料となります。

まず、資料2の概要版をご覧くださいませようお願いします。

本市行動計画につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、「都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成する」もので、改定された政府行動計画及び都道府県行動計画の内容と整合をはかるため改定するものでございます。

今回、市行動計画を改定するにあたりましては、特措法にございます記載必須事項を盛り込むとともに、政府行動計画との整合を図るため、国から提供されております「市町村行動計画作成の手引」をもとに、大阪府行動計画の記載事項も踏まえ、国や大阪府の計画との整合に留意し作成を進めております。

計画の基本的構成は3部制になっております。

第1部は「新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画」といたしまして、感染症危機を取り巻く状況や特措法の考え方、市行動計画策定の経緯等を記載し

ております。

第2部では「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」で、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を記載しております。

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを挙げ、戦略として新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまで「準備期」「初動期」「対応期」に分け、状況に応じて一連の流れをもった戦略を確立しております。また中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な感染症に幅広く対応できる「有事のシナリオ」を作成しております。

第3部は、ページの右側、「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」で、保健所設置市でない一般市として取り組む必要がある7つの対策項目について、準備期・初動期・対応期における取組及び所管部署を記載しております。

なお、「2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション」のうち、リスクコミュニケーション、また「4章ワクチン」「5章保健」「6章物資」が今回の計画から新たに追加した項目となります。

改定案の構成といたしましては、大阪府行動計画との整合を図り、同様の構成にするとともに、大阪府の対策とも連動した取組を実施できるよう留意しております。

順番にご紹介いたしますと、

「第1章 実施体制」につきましては、

新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際の指揮命令系統と組織体制の編成、人員調整、業務の整理について記載するとともに、平時から研修や訓練を実施し、定期的な会議を開催することで関係機関との連携を図っていくことを記載しております。

また、市対策本部の設置・廃止に関する事項についても記載しております。

「第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」では、

市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な科学的根拠等に基づいた正確な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める旨記載しております。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになるこ

と等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める旨記載しております。

「第3章 まん延防止」につきましては

感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにするための取組として、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ることを記載しております。

「第4章 ワクチン」については

市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチン接種を円滑に実施できるよう、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられる体制の構築について記載するとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うことなどを記載しております。

「第5章 保健」につきましては

地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策を行う保健所が必要な地域保健対策を継続して実施できるよう市は協力する旨記載しております。

また、有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後に迅速に対応できる体制を確保する旨記載しております。

「第6章 物資」につきましては

府と連携して必要な感染症対策物資等を備蓄し定期的に備蓄状況を確認する旨記載しております。

「第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保」につきましては

市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨するとともに、必要な支援及び対策を行う旨記載しております。

また、必要に応じ、火葬体制の調整や遺体安置施設の調整について行う旨記載しております。

事務局から説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

宮下会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いずれも新型コロナが流行した時の体制を、極めて詳細かつ有意義にまとめられているなという風に思います。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。ご追加でも結構です。</p> <p style="text-align: center;">＜意見なし＞</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>今回出されました意見を踏まえたうえで、文言や文章の体裁なども含め修正を行っていただきます。</p> <p>続いて議題3「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (笹井)	<p>資料3をご覧くださいませようをお願いいたします。</p> <p>今後の策定に向けたスケジュールの流れをご説明いたします。</p> <p>今回の審議会でもいただきましたご意見等を踏まえ修正を行った計画案に基づきまして、実務者会議、策定委員会に報告した後、大阪府に提出し精査いただきます。</p> <p>大阪府の確認後は、6月上旬から7月上旬ころまでパブリックコメントを実施し市民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>パブリックコメントで寄せられた市民の皆様のご意見を踏まえ修正した計画案を、7月に開催予定の第2回審議会におきましてご確認ご協議いただきたく存じます。</p> <p>その修正内容についてご了承いただけましたら、これを答申案とさせていただきます。</p> <p>大変タイトなスケジュールで誠に恐縮ではございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
宮下会長	<p>今のところでは、6月にパブリックコメントの実施という方向で進められております。ただいまの説明につきまして、何かご質問ご意見ありますでしょうか。特には、今のところ行動計画ですので問題ないかと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして議題4に移ります。「その他」について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (笹井)	<p>第2回審議会の日程調整について、ご説明申し上げます。</p> <p>また改めて日程調整についてご連絡させていただきたく存じますが、審議会日程といたしましては7月上旬から中旬に予定しておりますことをお伝えしてお</p>

	<p>きます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮下会長	<p>はい、7月上旬から中旬に次の会議を開催したいという旨でございます。</p> <p>特によろしいでしょうか。何かございましたらどうぞご発言をお願いいたします。大丈夫でしょうか。ちょっと盛沢山でございますけれども、非常に行動計画そのものはしっかりされているものというふうに認識しております。</p> <p>それでは、何もございませんようですので、以上をもちまして、第1回門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会を終了いたします。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p>